

大和市副市長の事務分担等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

大和市長 古谷田 力

大和市規則第17号

大和市副市長の事務分担等に関する規則の一部を改正する規則

大和市副市長の事務分担等に関する規則（令和5年大和市規則第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号ア中「あんしん福祉部」の次に「、こども部」を加え、同項第2号ア中「、こども部」を削る。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。